

## 平成26年度三次市各会計予算目次

平成26年度三次市一般会計予算	.....	1
平成26年度三次市国民健康保険特別会計予算	.....	11
平成26年度三次市診療所特別会計予算	.....	17
平成26年度三次市介護保険特別会計予算	.....	21
平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計予算	.....	25
平成26年度三次市土地取得特別会計予算	.....	29
平成26年度三次市下水道事業特別会計予算	.....	33
平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計予算	.....	39
平成26年度三次市簡易水道事業特別会計予算	.....	43







## 議案第 1 号

### 平成 26 年度三次市一般会計予算

平成 26 年度三次市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,900,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、4,000,000 千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 26 年 2 月 28 日提出

三次市長 増 田 和 俊

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		6,673,192
	1 市民税	2,642,893
	2 固定資産税	3,164,469
	3 軽自動車税	155,425
	4 市たばこ税	408,689
	5 特別土地保有税	1
	6 都市計画税	296,839
	7 入湯税	4,876
2 地方譲与税		436,383
	1 地方揮発油譲与税	130,840
	2 自動車重量譲与税	305,542
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		16,294
	1 利子割交付金	16,294
4 配当割交付金		22,110
	1 配当割交付金	22,110
5 株式等譲渡所得割交付金		5,175
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,175
6 地方消費税交付金		665,788
	1 地方消費税交付金	665,788
7 ゴルフ場利用税交付金		7,672
	1 ゴルフ場利用税交付金	7,672
8 自動車取得税交付金		76,394
	1 自動車取得税交付金	76,394
9 地方特例交付金		19,529
	1 地方特例交付金	19,529

(単位：千円)

款	項	金 額
10 地方交付税		16,287,007
	1 地方交付税	16,287,007
11 交通安全対策特別交付金		16,474
	1 交通安全対策特別交付金	16,474
12 分担金及び負担金		453,460
	1 分担金	59,258
	2 負担金	394,202
13 使用料及び手数料		350,688
	1 使用料	269,952
	2 手数料	80,736
14 国庫支出金		3,688,657
	1 国庫負担金	2,185,618
	2 国庫補助金	1,483,211
	3 委託金	19,828
15 県支出金		2,199,396
	1 県負担金	925,669
	2 県補助金	1,162,005
	3 委託金	111,722
16 財産収入		222,482
	1 財産運用収入	161,529
	2 財産売払収入	60,953
17 寄附金		3
	1 寄附金	3
18 繰入金		2,141,407
	1 基金繰入金	2,141,407
19 繰越金		1





( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		312,573
	1 議会費	312,573
2 総務費		7,869,600
	1 総務管理費	7,426,557
	2 徴税費	284,068
	3 戸籍住民基本台帳費	76,737
	4 選挙費	28,297
	5 統計調査費	13,803
	6 監査委員費	40,138
3 民生費		9,125,384
	1 社会福祉費	5,040,991
	2 児童福祉費	3,293,678
	3 生活保護費	790,715
4 衛生費		3,042,913
	1 保健衛生費	967,437
	2 清掃費	1,476,038
	3 上水道費	599,438
5 労働費		197,857
	1 労働諸費	197,857
6 農林水産業費		2,864,004
	1 農業費	1,564,417
	2 耕地費	820,620
	3 林業費	478,967
7 商工費		835,169
	1 商工費	835,169
8 土木費		4,712,406

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 土木管理費	308,463
	2 道路橋梁費	1,789,967
	3 河川費	21,347
	4 都市計画費	2,479,676
	5 住宅費	103,953
	6 排水路費	9,000
9 消防費		1,532,175
	1 消防費	1,532,175
10 教育費		2,649,978
	1 教育総務費	1,239,846
	2 小学校費	342,425
	3 中学校費	181,372
	4 幼稚園費	23,180
	5 社会教育費	359,636
	6 保健体育費	471,797
	7 学校保健費	31,722
11 災害復旧費		20,000
	1 農林水産施設災害復旧費	14,500
	2 土木施設災害復旧費	5,500
12 公債費		7,707,941
	1 公債費	7,707,941
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
	歳 出 合 計	40,900,000

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政財産の維持管理に要する経費	契約に定める期間	契約に定める額
事務機器賃借	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
電算システム賃借	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
自然災害対策工事資金利子補給	平成26年度から 平成31年度まで	平成26年度融資資金に 対する利子補給額
自然災害対策工事資金貸付に係る取扱金融機関に 対する損失補填	平成26年度から 平成31年度まで	各金融機関が貸付けた額 に対して受けた損失額
広報紙制作業務	平成26年度から 平成27年度まで	11,000千円
市民バス運行委託業務	平成26年度から 平成27年度まで	50,000千円
高齢者免許返納支援事業	平成26年度から 平成27年度まで	1,000千円
廃棄物再生処理委託業務	平成26年度から 平成27年度まで	契約に定める額
排水設備改造資金に対する利子補給	平成26年度から 平成31年度まで	平成26年度融資資金に 対する利子補給額
排水設備改造資金貸付に係る取扱金融機関に対す る損失補償	平成26年度から 平成31年度まで	各金融機関が貸付けた額 に対して受けた損失額
農業振興資金利子補給	平成26年度から 平成41年度まで	平成26年度融資資金に 対する利子補給額
商工業振興資金利子補給	平成26年度から 平成28年度まで	平成26年度融資資金に 対する利子補給額
商工業預託融資に係る広島県信用保証協会に対す る損失補償	平成26年度から 平成36年度まで	広島県信用保証協会が 債務の保証により受けた 損失額
観光情報発信事業	平成26年度から 平成27年度まで	11,000千円
都市計画マスタープラン策定委託業務	平成26年度から 平成27年度まで	8,000千円
三次市民ホール開館記念事業	平成26年度から 平成27年度まで	30,000千円
三次市民ホール企画支援委託業務	平成26年度から 平成29年度まで	30,000千円
外国語指導助手派遣委託業務	平成26年度から 平成27年度まで	43,300千円

事 項	期 間	限 度 額
スクール・通所便運行委託業務	平成26年度から 平成27年度まで	97,000千円
学校給食調理委託業務	平成26年度から 平成27年度まで	44,800千円
児童生徒安全確保緊急メール委託業務	平成26年度から 平成27年度まで	600千円
指定管理者制度を導入した施設に係る指定管理料	協定に定める期間	協定に定める額
三次市長選挙執行経費	平成26年度から 平成27年度まで	6,200千円
広島県議会議員選挙執行経費	平成26年度から 平成27年度まで	6,000千円

### 第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民ホール建設事業	791,000	普通貸借又は証券発行	年 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。
新庁舎建設事業	653,900			
庁舎改修等事業	171,800			
地域情報化推進事業	152,600			
行政情報処理設備改修事業	18,700			
地域振興施設整備事業	2,000			
保育所整備事業	5,100			
診療所特別会計繰出	7,300			
塵芥処理施設整備事業	519,400			
水道事業出資債	132,800			
簡易水道事業特別会計繰出	167,300			
農業振興施設整備事業	364,600			
耕地事業	29,700			
広域営農団地農道事業	20,900			
林業振興施設整備事業	4,900			
林道整備事業	73,100			
防災対策事業	4,100			
公有林整備事業	4,800			
道路新設改良事業	837,500			
橋梁新設改良事業	63,900			
急傾斜地災害緊急対策事業	3,000			
駅周辺整備事業	469,600			
三川合流部周辺河川環境整備事業	13,400			
土地区画整理事業	197,600			
都市公園建設事業	22,000			
下水道事業特別会計繰出	210,200			
消防施設等整備事業	230,600			
学校施設整備事業	292,400			
学校給食施設整備事業	47,700			
現年災害農地復旧事業	1,100			
現年災害農業施設復旧事業	600			
現年災害林業施設復旧事業	400			
現年災害公共土木復旧事業	1,000			
現年災害単独土木復旧事業	2,000			
臨時財政対策債	1,380,992			









## 議案第 2 号

### 平成 26 年度三次市国民健康保険特別会計予算

平成 26 年度三次市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,409,342 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

#### (一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000 千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 26 年 2 月 28 日提出

三次市長 増 田 和 俊

# 第1表 歳入歳出予算

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,053,344
	1 国民健康保険税	1,053,344
2 使用料及び手数料		25
	1 手数料	25
3 国庫支出金		1,211,776
	1 国庫負担金	945,586
	2 国庫補助金	266,190
4 県支出金		296,327
	1 県負担金	35,799
	2 県補助金	260,528
5 療養給付費交付金		499,980
	1 療養給付費交付金	499,980
6 前期高齢者交付金		1,867,077
	1 前期高齢者交付金	1,867,077
7 共同事業交付金		694,740
	1 共同事業交付金	694,740
8 財産収入		2,439
	1 財産運用収入	2,439
9 繰入金		780,318
	1 他会計繰入金	413,127
	2 基金繰入金	367,191
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		3,315
	1 延滞金加算金及び過料	1,912
	2 雑入	1,403

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	6,409,342

21 国民健康保険特別会計

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		95,932
	1 総務管理費	88,700
	2 徴税費	6,839
	3 運営協議会費	393
2 保険給付費		4,467,101
	1 療養諸費	3,943,000
	2 高額療養費	500,101
	3 出産育児諸費	21,000
	4 葬祭諸費	3,000
3 後期高齢者支援金等		647,593
	1 後期高齢者支援金等	647,593
4 前期高齢者納付金等		463
	1 前期高齢者納付金等	463
5 老人保健拠出金		34
	1 老人保健拠出金	34
6 介護納付金		269,420
	1 介護納付金	269,420
7 共同事業拠出金		799,466
	1 共同事業拠出金	799,466
8 保健事業費		113,164
	1 保健事業費	15,411
	2 特定健康診査等事業費	97,753
9 公債費		165
	1 公債費	165
10 諸支出金		6,004
	1 償還金及び還付加算金	6,004

(単位：千円)

款	項	金額
11 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	6,409,342









議案第 3 号

平成 2 6 年度三次市診療所特別会計予算

平成 2 6 年度三次市の診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 148,995千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

三次市長 増 田 和 俊

# 第1表 歳入歳出予算

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診療収入		131,558
	1 外来収入	126,382
	2 その他の診療収入	5,176
2 使用料及び手数料		994
	1 手数料	994
3 財産収入		1,164
	1 財産運用収入	1,163
	2 財産売払収入	1
4 繰入金		14,844
	1 他会計繰入金	200
	2 一般会計繰入金	14,644
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		434
	1 雑入	434
歳 入 合 計		148,995

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		74,164
	1 施設管理費	74,164
2 医業費		67,673
	1 医業費	67,673
3 公債費		5,157
	1 公債費	5,157
4 諸支出金		1
	1 償還金	1
5 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		148,995







## 議案第 4 号

### 平成 26 年度三次市介護保険特別会計予算

平成 26 年度三次市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,245,612千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

#### (歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 26 年 2 月 28 日提出

三次市長 増 田 和 俊

# 第1表 歳入歳出予算

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		1,229,576
	1 介護保険料	1,229,576
2 使用料及び手数料		360
	1 手数料	360
3 国庫支出金		1,920,397
	1 国庫負担金	1,243,422
	2 国庫補助金	676,975
4 支払基金交付金		2,010,765
	1 支払基金交付金	2,010,765
5 県支出金		1,027,619
	1 県負担金	992,136
	2 県補助金	35,483
6 財産収入		265
	1 財産運用収入	265
7 繰入金		1,056,621
	1 一般会計繰入金	1,038,885
	2 基金繰入金	17,736
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		8
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	5
	3 サービス収入	1
歳 入 合 計		7,245,612



( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		133,879
	1 総務管理費	61,216
	2 徴税費	2,287
	3 介護認定審査会費	70,376
2 保険給付費		6,878,642
	1 介護サービス等諸費	5,865,633
	2 介護予防サービス等諸費	640,434
	3 高額介護サービス等費	110,338
	4 高額医療合算介護サービス等費	9,964
	5 特定入所者介護サービス等費	242,611
	6 その他諸費	9,662
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		209,923
	1 介護予防支援事業費	1
	2 介護予防事業費	57,155
	3 包括的支援事業費	110,066
	4 任意事業費	42,701
5 基金積立金		265
	1 基金積立金	265
6 諸支出金		2,503
	1 償還金及び還付加算金	2,503
7 公債費		18,600
	1 財政安定化基金償還金	18,600

(単位：千円)

款	項	金額
8 予備費		1,799
	1 予備費	1,799
歳 出	合 計	7,245,612

**三次市後期高齢者医療特別会計**



議案第 5 号

平成 26 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算

平成 26 年度三次市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 783,233 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 28 日提出

三次市長 増 田 和 俊

# 第1表 歳入歳出予算

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		534,165
	1 後期高齢者医療保険料	534,165
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		247,045
	1 一般会計繰入金	247,045
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,021
	1 延滞金加算金及び過料	135
	2 償還金及び還付加算金	1,885
	3 雑入	1
歳 入 合 計		783,233

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		2,713
	1 総務管理費	627
	2 徴収費	2,086
2 後期高齢者医療広域連合納付金		777,635
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	777,635
3 諸支出金		1,885
	1 償還金及び還付加算金	1,885
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		783,233









議案第6号

平成26年度三次市土地取得特別会計予算

平成26年度三次市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,203千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月28日提出

三次市長 増 田 和 俊

第1表 歳入歳出予算

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		1,203
	1 財産運用収入	1,203
歳 入	合 計	1,203

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,203
	1 総務管理費	1,203
歳 出 合 計		1,203









## 議案第7号

### 平成26年度三次市下水道事業特別会計予算

平成26年度三次市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,156,579千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、200,000千円と定める。

平成26年2月28日提出

三次市長 増田和俊

# 第1表 歳入歳出予算

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		114,604
	1 分担金	1
	2 負担金	114,603
2 使用料及び手数料		317,743
	1 使用料	317,082
	2 手数料	661
3 国庫支出金		365,750
	1 国庫補助金	365,750
4 財産収入		383
	1 財産運用収入	383
5 繰入金		1,090,742
	1 他会計繰入金	1,090,742
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		10,156
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	10,154
8 市債		257,200
	1 市債	257,200
歳 入 合 計		2,156,579

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		134,284
	1 総務管理費	134,284
2 下水道運営費		389,855
	1 下水道運営費	389,855
3 事業費		901,384
	1 事業費	901,384
4 公債費		730,556
	1 公債費	730,556
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		2,156,579

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政財産の維持管理に要する経費	契約に定める期間	契約に定める額
排水設備改造資金に対する利子補給	平成26年度から 平成31年度まで	平成26年度融資資金に 対する利子補給額
排水設備改造資金貸付に係る取扱金融機関に対する 損失補償	平成26年度から 平成31年度まで	各金融機関が貸付けた額 に対して受けた損失額
産業廃棄物処分等委託業務	平成26年度から 平成27年度まで	契約に定める額
下水道管理設敷土地借上料	契約に定める期間	契約に定める額

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	257,200	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。



**三次市農業集落排水事業特別会計**





議案第 8 号

平成 26 年度三次市農業集落排水事業特別会計予算

平成 26 年度三次市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 576,858 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成 26 年 2 月 28 日提出

三次市長 増 田 和 俊

# 第1表 歳入歳出予算

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		7,413
	1 分担金	7,413
2 使用料及び手数料		152,818
	1 使用料	152,817
	2 手数料	1
3 県支出金		1,870
	1 県補助金	1,870
4 財産収入		57
	1 財産運用収入	57
5 繰入金		414,695
	1 他会計繰入金	414,695
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		4
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	2
歳 入 合 計		576,858

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		267,135
	1 総務管理費	38,304
	2 施設管理費	228,831
2 公債費		309,423
	1 公債費	309,423
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		576,858

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政財産の維持管理に要する経費	契約に定める期間	契約に定める額
排水設備改造資金に対する利子補給	平成26年度から 平成31年度まで	平成26年度融資資金に 対する利子補給額
排水設備改造資金貸付に係る取扱金融機関に対する 損失補償	平成26年度から 平成31年度まで	各金融機関が貸付けた額 に対して受けた損失額
一般廃棄物処分等委託業務	平成26年度から 平成27年度まで	契約に定める額
農業集落排水管理設敷土地借上料	契約に定める期間	契約に定める額





## 議案第9号

### 平成26年度三次市簡易水道事業特別会計予算

平成26年度三次市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ972,153千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

平成26年2月28日提出

三次市長 増田和俊

# 第1表 歳入歳出予算

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,268
	1 負担金	2,268
2 使用料及び手数料		255,096
	1 使用料	254,912
	2 手数料	184
3 国庫支出金		159,249
	1 国庫補助金	159,249
4 財産収入		246
	1 財産運用収入	246
5 繰入金		379,198
	1 他会計繰入金	379,198
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		8,395
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	8,393
8 市債		167,700
	1 市債	167,700
歳 入 合 計		972,153



( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		74,433
	1 総務管理費	74,433
2 水道運営費		163,953
	1 水道運営費	163,953
3 水道建設費		501,500
	1 水道建設事業費	501,500
4 公債費		231,967
	1 公債費	231,967
5 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		972,153

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政財産の維持管理に要する経費	契約に定める期間	契約に定める額
事務機器賃借	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
水道管理設敷土地借上料	契約に定める期間	契約に定める額

### 第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	167,700	普通貸借又は証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。